

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認年月日 平成30年10月11日

東京都作業部会確認年月日 平成30年10月18日

事業名 共同実施事業（仮設等）

案件名 選手村ビレッジプラザ整備工事

確認の視点		東京都の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること		<ul style="list-style-type: none"> ● 経費負担については、平成29年5月31日の大枠の合意に基づき、仮設等のインフラ整備であり、プレハブ・テント（オーバーレイ）を除き、東京都の負担である。 	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること		<ul style="list-style-type: none"> ● 平成29年5月31日の大枠の合意において、経費負担に関わらず、オーバーレイ、仮設等のインフラの整備を実施する役割は組織委員会が担うことになっている。 ● ビレッジプラザに関しては、平成28～29年度に基本設計、平成30年度に実施設計を実施しており、本件はそれに基づき引き続き工事を行うものであり、継続性が必要となる。 ● また、整備に当たり、組織委員会が会場状況を把握し、一元的な整備を進めることにより、IOC及びIF要求を反映した施設整備とコスト縮減が可能である。 	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	<ul style="list-style-type: none"> ● 開催都市契約大会運営要件に位置づけられた施設であり、また選手及び選手団役員らが大会期間中に必要とする利便施設やメディアセンターを整備するもので、不可欠な事業である。 	
	効率性	<ul style="list-style-type: none"> ● 開催都市契約大会運営要件における基準寸法要件に従い、適正な規模の計画となっている。 ● 発注図書において、以下を確認した。 <ul style="list-style-type: none"> ① 協力自治体から提供を受ける木材については、材料費が計上されていないことを確認した。 	

	<p>効率性</p>	<p>② 調達する資機材や設備機器等は、リース・レンタル品を原則とする。これにより難い購入品については、費用対効果等を検討し、後利用や再利用に配慮した物品の使用に努めること</p> <p>③ 調達品のトレーサビリティを確認するため、組織委員会が提示する「持続可能性に配慮した調達コード」に基づき調達品の一覧表を作成すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 建築面積の縮小や基礎の見直しなどにより、一貫してコスト削減に取り組んでいる。 ● 木材調達にあたっては、組織委員会が公募により全国自治体から木材を無償で借受け(協力自治体：63自治体)、大会後に各自治体が木材を持ち帰りレガシーとして活用(建物、ベンチ、テーブル等)するスキームとなっていることを確認した。 ● 各木材の接合部は後利用のしやすさを考慮したものとし持続可能性を実現 ● 東京都積算基準及び単価により積算 (内訳書、見積比較表などで主な項目の単価設定根拠を確認するとともに、組織委員会へのヒアリングにより、単価設定の方針(採用単価の優先順位など)に従って積算していることを確認した。) 	
	<p>納得性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 開催都市契約大会運営要件に位置づけられた施設であり、その規模、仕様、配置については、過去大会の事例を参考に、IOC、IPCの意見等を調整、反映されたものであることを確認した。 ● 機能性や意匠性が過度なものとならないよう組織委員会内で調整の上、設計要件を確定していることを確認した。 ● 東京都の積算基準に基づき積算されており、納得性があることを確認した。 	
<p>その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること</p>		<ul style="list-style-type: none"> ● 組織委員会からヒアリングを行うとともに、提示された図面、仕様書、内訳書を確認し、東京都の積算基準に基づき積算していることを確認した。 ● 本件工事費がV2予算内に収まっていることを確認した。 ● 今後、工事変更を行う場合は、仕様の検討など更なるコスト削減に努めていただきたい。 	

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認年月日 平成30年10月11日

東京都作業部会確認年月日 平成30年10月18日

事業名 共同実施事業（仮設等）

案件名 選手村商業棟躯体関連工事及び選手村仕様解体工事の施工及び工事監理業務に関する協定（商業棟）

確認の視点		東京都の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること		<ul style="list-style-type: none"> ● 経費負担については、平成29年5月31日の大枠の合意に基づき、仮設等のインフラ整備であり、プレハブ・テント（オーバーレイ）を除き、東京都の負担である。 	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること		<ul style="list-style-type: none"> ● 平成29年5月31日の大枠の合意において、経費負担に関わらず、オーバーレイ、仮設等のインフラの整備を実施する役割は組織委員会が担うことになっている。 ● 商業棟に関しては、平成29年度に基本設計、平成30年度前半に実施設計を実施しており、本件は引き続き工事及び工事に付随する管理業務を行うものであり、継続性が必要となる。 ● また、工事等に当たり、組織委員会が会場状況を把握し、一元的な整備を進めることにより、IOC及びIF要求を反映した施設整備とコスト縮減が可能である。 	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	<p>【工事について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 開催都市契約大会運営要件に位置づけられた施設であり、選手及び関係者が滞在する上で必要となる総合診療所、カジュアルダイニング、レクリエーション施設、スポーツコンプレックス、宗教センター等の整備であり、不可欠な事業である。 <p>【工事監理業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「選手村商業棟躯体関連工事」及び追って発注する「選手村マルチファンクションコンプレックス（商業棟）大会時内装工事」が設計図どおりに実施されていることを確認するための業務であり、工事の履行に不可欠な業務である。 	
	効率性	<p>【工事について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 開催都市契約大会運営要件における基準寸法要件に従い、適正な規模の計画となっている。 ● 組織委員会が各FAとの協議結果に基づき、市街地再開発事業において整備される商業棟を特定建築者からスケルトン状態で借り受け、大会時に必要な内装工事等を行った上で、運営諸室として活用 ● 本案件については、上記内装工事等のうち、商業棟の構造躯体・設備等に影響を与える内装・設備工事とその解体工事等を、特定建築者に対し随意契約するものである。 	

		<ul style="list-style-type: none"> ● 特定建築者が整備する建物の活用、設備機器の転用、エレベーター台数の見直しなどにより、一貫してコスト削減に取り組んでいる。 ● 東京都積算基準、単価等により積算している。 (内訳書、見積比較表などで主な項目の単価設定根拠を確認するとともに、組織委員会へのヒアリングにより、単価設定の方針(採用単価の優先順位など)に従って積算していることを確認した。) ● 協定書(案)において、以下の記載があることを確認した。 ① 調達する資機材や設備機器等は、リース又はレンタル品を原則とする。 これにより難しい購入品については、費用対効果等を検討し、後利用や再利用に配慮した物品の使用に努めること ② 調達品のトレーサビリティを確認するため、特定建築者は工事施工者に対して、組織委員会が提示する「持続可能性に配慮した調達コード」を遵守するよう働きかけに努めること <p>【工事監理業務について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 積算書において、以下を確認した。 ① 「選手村商業棟躯体関連工事」及び「選手村マルチファンクションコンプレックス(商業棟)大会時内装工事」それぞれの工事監理費が計上されている。 ② 東京都設計等委託料積算標準により積算されている。 	
	納 得 性	<p>【工事について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 開催都市契約大会運営要件に位置付けられた施設であり、その規模、仕様、配置は、過去大会の事例も参考に、IOC、IPC等の意見を調整、反映されたものであることを確認した。 ● 機能性や意匠性が過度なものとならないよう組織委員会内で調整の上、設計要件を確定していることを確認した。 <p>【工事監理業務について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 東京都の設計等委託料積算標準に基づき積算されており、納得性があることを確認した。 	
<p>その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なるものであること</p>		<ul style="list-style-type: none"> ● 組織委員会からヒアリングを行うとともに、提示された図面、内訳書等により公費負担の対象として適切であることを包括的に確認した。 ● 本件工事費等がV2予算内に収まっていることを確認した。 ● 今後、工事変更を行う場合は、仕様の検討など更なるコスト削減に努めていただきたい。 	

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認年月日 平成30年10月11日

東京都作業部会確認年月日 平成30年10月18日

事業名 共同実施事業（仮設等）

案件名 選手村マルチファンクションコンプレックス（商業棟）大会時内装工事

確認の視点		東京都の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること		<ul style="list-style-type: none"> ● 経費負担については、平成29年5月31日の大枠の合意に基づき、仮設等のインフラ整備であり、プレハブ・テント（オーバーレイ）を除き、東京都の負担である。 	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること		<ul style="list-style-type: none"> ● 平成29年5月31日の大枠の合意において、経費負担に関わらず、オーバーレイ、仮設等のインフラの整備を実施する役割は組織委員会が担うことになっている。 ● 商業棟に関しては、平成29年度に基本設計、平成30年度前半に実施設計を実施しており、本件は引き続き工事を行うものであり、継続性が必要となる。 ● また、整備に当たり、組織委員会が会場状況を把握し、一元的な整備を進めることにより、IOC及びIF要求を反映した施設整備とコスト縮減が可能である。 	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	<ul style="list-style-type: none"> ● 開催都市契約大会運営要件に位置付けられた施設であり、選手及び関係者が滞在する上で必要となる総合診療所、カジュアルダイニング、レクリエーション施設、スポーツコンプレックス、宗教センター等の整備であり、不可欠な事業である。 	
	効率性	<ul style="list-style-type: none"> ● 開催都市契約大会運営要件における基準寸法要件に従い、適正な規模の計画となっている。 ● 組織委員会が各FAとの協議結果に基づき、市街地再開発事業において整備される商業棟を特定建築者からスケルトン状態で借り受け、大会時に必要な内装工事等を行った上で、運営諸室として活用 ● 本案件については、上記内装工事等のうち、商業棟の構造躯体・設備等に影響しない、選手村仕様部分の仕上げのための内装工事を発注するものである。 ● 天井仕上げの取りやめ、床仕上げ材の変更などにより、一貫してコスト縮減に取り組んでいる。 	

		<ul style="list-style-type: none"> ● 東京都積算基準及び単価により積算している。 (内訳書、見積比較表などで主な項目の単価設定根拠を確認するとともに、組織委員会へのヒアリングにより、単価設定の方針(採用単価の優先順位など)に従って積算していることを確認した。) ● 工事請負契約書及び特記仕様書において、以下の記載があることを確認した。 ① 調達する資機材や設備機器等は、リース・レンタル品を原則とする。これにより難しい購入品については、費用対効果等を検討し、後利用や再利用に配慮した物品の仕様に努めること ② 調達品のトレーサビリティを確認するため、組織委員会が提示する「持続可能性に配慮した調達コード」に基づき調達品の一覧表を作成すること 	
	納 得 性	<ul style="list-style-type: none"> ● 開催都市契約大会運営要件に位置付けられた施設であり、その規模、仕様、配置は、過去大会の事例も参考に、IOC、IPC等の意見を調整、反映されたものであることを確認した。 ● 機能性や意匠性が過度なものとならないよう組織委員会内で調整の上、設計要件を確定していることを確認した。 	
<p>その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること</p>		<ul style="list-style-type: none"> ● 組織委員会からヒアリングを行うとともに、提示された図面、内訳書等により公費負担の対象として適切であることを包括的に確認した。 ● 本件工事費がV2予算内に収まっていることを確認した。 ● 今後、他のFAが利用する部分の経費分担についても、引き続き調整をお願いしたい。 ● 今後、工事変更を行う場合は、仕様の検討など更なるコスト削減に努めていただきたい。 	

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認年月日 平成 30 年 10 月 11 日

東京都作業部会確認年月日 平成 30 年 10 月 18 日

事業名 共同実施事業（仮設等）

案件名 伊豆自転車競技会場整備工事 1（伊豆ベロドローム他）

確認の視点	東京都の見解	備考
経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること	本工事は、パラリンピックでも利用される民間の所有施設における仮設オーバーレイ整備工事であり、パラリンピック経費の一部を都が負担する理由がある。また、負担額については平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものである。	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<ul style="list-style-type: none"> ・契約における整備は全てオーバーレイ、仮設等のインフラ整備にあたることから、平成 29 年 5 月 31 日の合意に従い、組織委員会が執行する内容として妥当である。 ・組織委員会が会場整備や大会運営を担うことになっており、この方針により準備を進めている。 ・仮設施設・オーバーレイ整備は、実施設計を完了し、引き続き工事を行うものであり、継続性が必要となる。 ・また、組織委員会は IOC や IF 等と協議して整備計画をまとめているため、確実かつ速やかに会場整備を行うために一括して執行することが効率的、効果的である。 	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	<p style="text-align: center;">必 要 性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観客席、競技場内の照明など、大会運営に用いる仮設施設の整備であり、不可欠な事業である。 ・観客席は、仮設約 1,800 席を整備し 3,600 席分となっており、関係団体と調整のうえ席数について了解を得ていることを確認している。 ・大規模かつ特殊なイベントであり、借上施設やその備品類では、量的にも質的にも不十分で、本事業により補う必要がある。 ・本件は大会運営に必要な内容であることを確認している。 	

	効 率 性	<ul style="list-style-type: none"> ・仮施設の規模、仕様、配置は、過去大会の事例を参考に、関係各部門の意見等を調整、反映して設定したとの説明を受けた。 ・発注図書において、次の数量の整合を確認した。 ① 競技会場に必要な観客や競技のための座席増席工事、照明・空調設備工事等の大会運営に必要な項目が計上されている。 ② 必要な撤去費、建設副産物処理費、諸経費が計上されている。 ・積算にあたっては、原則として東京都の積算基準等により、建設資材定期刊行物及び見積もりによる単価に基づき積算されていることを確認した。 ・また、見積もりによる単価については複数者の見積もりを徴収し、比較検討の上、適切な単価を採用していることが確認できた。 ・内訳書ではリースと買取りの分けが明記されていない項目については組織委員会へのヒアリングにより確認した。 ・工程については、提示されたオーバーレイ整備工程を確認した。 ・調達する資機材等については、要求水準において「持続可能性に配慮した調達コードを遵守する」こととするとともに、可能な限りリースまたはレンタル品を使用していることを確認した。 ・買取りとなる製品は、大会後の後利用について今後協議をしていくことを確認した。引き続き、こうした取組をはじめ、3Rを推進していただきたい。 ・アクセシビリティについては、オーバーレイ整備のアクセシビリティに関する基本的な考え方を「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」によることを確認した。 	
	納 得 性	<ul style="list-style-type: none"> ・積算にあたっては、原則として東京都の積算基準等により、建設資材定期刊行物及び見積もりによる単価に基づき積算されている。 ・また、見積もりによる単価については複数者の見積もりを徴収し、比較検討の上、適切な単価を採用していることが確認できた。 ・上記のほか、組織委員会からヒアリングを行うとともに、提示された図面、内訳書により包括的に確認した。 	
<p>その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・積算や整備内容の妥当性等を図る目的で、上記の項目を中心として、組織委員会からヒアリングを行うとともに、提示された図面、内訳書により適切であることを包括的に確認した。 ・パラ開催経費を構成するパラ競技会場の施設整備であり、公費負担の対象として適切であることを確認した。 ・現状の実施設計での設計内容に基づく本案件については、概ね妥当と判断した。併せて、発注総額が V2 予算内に収まっていることを確認した。 	

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認年月日 平成30年10月11日

東京都作業部会確認年月日 平成30年10月18日

事業名 共同実施事業（仮設等）

案件名 伊豆自転車競技会場整備工事3（仮設建築物）

確認の視点	東京都の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること	本工事は、パラリンピックでも利用される民間の所有施設における仮設オーバーレイ整備工事であり、パラリンピック経費の一部を都が負担する理由がある。また、負担額については平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものである。	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<ul style="list-style-type: none"> ・契約における整備は全てオーバーレイ、仮設等のインフラ整備にあたることから、平成29年5月31日の合意に従い、組織委員会が執行する内容として妥当である。 ・組織委員会が会場整備や大会運営を担うことになっており、この方針により準備を進めている。 ・仮設施設・オーバーレイ整備は、実施設計を完了し、引き続き工事を行うものであり、継続性が必要となる。 ・また、組織委員会はIOCやIF等と協議して整備計画をまとめているため、確実かつ速やかに会場整備を行うために一括して執行することが効率的、効果的である。 	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	<p style="text-align: center;">必 要 性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プレハブ、テントなど、大会運営に用いる仮設施設の整備であり、不可欠な事業である。 ・大規模かつ特殊なイベントであり、借上施設やその備品類では、量的にも質的にも不十分で、本事業により補う必要がある。 ・本件は大会運営に必要な内容であることを確認している。 	

	<p>効 率 性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・仮施設の規模、仕様、配置は、過去大会の事例を参考に、関係各部門の意見等を調整、反映して設定したとの説明を受けた。 ・発注図書において、次の数量の整合を確認した。 ① 競技会場に必要な大会運営のためのプレハブ・テント設置工事等の大会運営に必要な項目が計上されている。 ② 必要な撤去費、建設副産物処理費、諸経費が計上されている。 ・積算にあたっては、原則として東京都の積算基準等により、建設資材定期刊行物及び見積もりによる単価に基づき積算されていることを確認した。 ・また、見積もりによる単価については複数者の見積もりを徴収し、比較検討の上、適切な単価を採用していることが確認できた。 ・内訳書ではリースと買取りの分けが明記されていない項目については組織委員会へのヒアリングにより確認した。 ・工程については、提示されたオーバーレイ整備工程を確認した。 ・調達する資機材等については、要求水準において「持続可能性に配慮した調達コードを遵守する」こととするとともに、可能な限りリースまたはレンタル品を使用していることを確認した。 ・アクセシビリティについては、オーバーレイ整備のアクセシビリティに関する基本的な考え方を「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」によることを確認した。 	
	<p>納 得 性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・積算にあたっては、原則として東京都の積算基準等により、建設資材定期刊行物及び見積もりによる単価に基づき積算されている。 ・また、見積もりによる単価については複数者の見積もりを徴収し、比較検討の上、適切な単価を採用していることが確認できた。 ・上記のほか、組織委員会からヒアリングを行うとともに、提示された図面、内訳書により包括的に確認した。 	
<p>その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・積算や整備内容の妥当性等を図る目的で、上記の項目を中心として、組織委員会からヒアリングを行うとともに、提示された図面、内訳書により適切であることを包括的に確認した。 ・パラ開催経費を構成するパラ競技会場の施設整備であり、公費負担の対象として適切であることを確認した。 ・現状の実施設設計での設計内容に基づく本案件については、概ね妥当と判断した。併せて、発注総額が V2 予算内に収まっていることを確認した。 	

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。